

### 3 介護保険料の減免について

65歳以上の方（第1号被保険者）、またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、今回（東日本大震災）の災害により、住宅に著しい損害を受けた場合、その損害状況により介護保険料を減額、または免除します。

減額または免除が受けられる保険料 平成23年度保険料  
減免基準

平成22年中の合計所得	被害の程度		軽減または免除の割合	
	半	壊	全壊・大規模半壊	
500万円以下	50 %		100 %	
500万円超750万円以下	25 %		50 %	
750万円超1,000万円以下	12.5 %		25 %	

手続き 減免申請書（保健福祉課又は町民課税務係の窓口にて用意してあります）に記入、り災証明書（写し可） 役場総務課交付 を添付のうえ、保健福祉課へ申請願います。

## ▶ 災害援護資金貸付のご案内 ◀

#### 1. 災害援護資金とは

東日本大震災により、住居や家財等に被害があった世帯の生活立て直しのための資金の貸付けを行います。

申込期限：平成30年3月31日まで

申込先：神崎町 保健福祉課

#### 2. 対象となる世帯及び貸付限度額

(1) 被災日（平成23年3月11日）に、神崎町に居住する世帯

(2) 次のいずれかの被害を受けた世帯

被害の種類・程度	貸付限度額
家財（自家用車を含む）のおおむね1/3以上が損害を受けた	150万円
住居が半壊した	170万円（250万円）
住居が全壊した	250万円（350万円）
住居の全体が滅失・流失した	350万円

( )内の金額は、被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分の取壊しなど特別の事情があるときの限度額です。

(3) 世帯の平成21年分の総所得が次の表の額未満であること。この額を超えると貸付けられません。

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯の人数にかかわらず、1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に1人増すごとに30万円を加えた額	

総所得額は、市町村民税における総所得額をいいます。

#### 3. 貸付条件 東日本大震災については、必ずしも連帯保証人を立てなくてもよいなど、貸付条件が緩和されています。

連帯保証人及び利率	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1.5% (注)千葉県の子子補給の支援制度があります。
償還期間	13年(据置期間を含む)
据置期間	6年(特別の事情がある場合は8年にすることもできます。)
償還方法	年賦 または 半年賦 元利均等償還(繰上償還可)

#### 4. 申込みについて

(1) 借入申込者 被害を受けた世帯の世帯主

(2) 申込みに必要な書類(状況により、その他の書類の提出をお願いすることがあります。)

借入申込者	災害援護資金借入申込書 被災証明書 または り災証明書 (被災地の市町村が発行するもの) 世帯全員分の平成21年分所得証明書(本人以外の証明は、委任状が必要です。) 住民票の写し または 外国人登録証明書の写し
連帯保証人	連帯保証人を立てる場合のみ必要 住民票の写し 保証能力を証明するに足りる書類 (例えば・所得証明書・源泉徴収票・固定資産評価証明書・預金通帳の写しなど)

#### 5. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

神崎町保健福祉課 電話：0478-72-1603(内線300)